

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第12号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務・審査担当の分掌事務</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。</u></p> <p>(10) <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。</u></p> <p>(11) <u>職員に対する不利益処分についての不服申立てに関すること。</u></p> <p>(12) <u>職員からの苦情相談に関すること。</u></p> <p>(13) <u>職員団体の登録に関すること。</u></p> <p>(14) <u>労働基準監督機関の職権に関すること。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) <u>任用・給与担当の事務に属さないこと。</u></p> <p><u>任用・給与担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること。</u></p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務・任用担当の分掌事務</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>人事記録に関することの管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。</u></p> <p>(10) <u>人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</u></p> <p>(11) <u>職員の競争試験及び選考に関すること。</u></p> <p>(12) <u>職階制に関する計画に関すること。</u></p> <p>(13) <u>職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること（審査・給与担当の分掌事務に係るものを除く。）。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>審査・給与担当の事務に属さないこと。</u></p> <p><u>審査・給与担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対する不利益処分についての不服申立てに関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員からの苦情相談に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員団体の登録に関すること。</u></p> <p>(6) <u>労働基準監督機関の職権に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること（総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。）。</u></p> |

- (4) 職員の競争試験及び選考に関すること。
- (5) 職階制に関する計画に関すること。
- (6) [略]
- (7) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること。
- (8) [略]
- (9) その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、任用又は給与に係るものに関すること。
(職及び職務)

第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 職 | 職 務 |
|-----|---------|---|
| 事務局 | [略] | |
| | 課 課長 | [略] |
| | 担当課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、 <u>課長</u> に事故があるとき、又は <u>課長</u> が欠けたときは、その職務を代理する。 |
| | [略] | |

2・3 [略]

- (9) [略]
- (10) 職員の研修及び勤務成績の評定についての総合的企画及び勧告に関すること (総務・任用担当の分掌事務に係るものを除く。)。
- (11) [略]
- (12) その他法令又は条例に基づく人事委員会の所掌に属する事務のうち、審査又は給与に係るものに関すること。
(職及び職務)

第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 職 | 職 務 |
|-----|-----------|---|
| 事務局 | [略] | |
| | 課 総括課長 | [略] |
| | 担当課長 | 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、 <u>総括課長</u> に事故があるとき、又は <u>総括課長</u> が欠けたときは、その職務を代理する。 |
| | [略] | |

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。